

令和3年度 第1回 浜松市環境審議会 ごみ減量推進部会

日 時：令和3年4月26日(月)午後2時から

会 場：浜松市役所 鴨江分庁舎
シルバー人材センター2階会議室 ほかに

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 事務局新任者紹介

4 審議事項

(1) 有料化を実施する場合のごみ袋の種類について

(ごみ減量推進課) … 資料1

(2) 有料化を実施する場合の併用施策について

(ごみ減量推進課) … 資料2

(3) 有料化を実施する場合の手数料の減免措置等について

(ごみ減量推進課) … 資料3

(4) 一般廃棄物処理基本計画（ごみ処理基本計画編）素案について

(ごみ減量推進課) … 資料4

5 その他

6 閉 会

配付資料

資料 No.	資料名
	次第
資料 1	有料化を実施する場合のごみ袋の種類（案）について
資料 2	有料化を実施する場合の併用施策（案）について
資料 3	有料化実施都市における減免措置等について
資料 4	浜松市一般廃棄物処理基本計画『ごみ処理基本計画編（改定版）』素案

浜松市環境審議会ごみ減量推進部会委員名簿

区分	氏名	性別	選出団体等	備考	出欠
環境審議会委員	藤本 忠藏	男	浜松医科大学 医学部 教授	部会長	出席
	小名木 秀雄	男	浜松市自治会連合会 理事 環境部会 委員長	職務代理	出席
	野中 正子	女	浜松市消費者団体連絡会 会長		出席
	松浦 敏明	男	静岡県産業廃棄物協会 専務理事兼 事務局長		欠席
	渡邊 記余子	女	浜松商工会議所 食品部会 副部会長		出席
専門委員	杉山 千歳	女	常葉大学 健康プロデュース学部 健康栄養学科 教授		欠席
	高根 美保	女	エコライフはままつ 理事		出席
	稲垣 正	男	全国都市清掃会議 事務局長		出席 (web)

有料化を実施する場合のごみ袋の種類（案）について

1 ごみ袋の種類

案・有料化する「もえるごみ」と「もえないごみ」は、共通のごみ袋とする。

- ・ごみ袋の大きさは、現行のサイズ（45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ）に加え5ℓを追加する。
- ・有料化しない資源物のうち「プラスチック製容器包装」は、現行の指定ごみ袋での排出とし、現行の指定袋のサイズ（45ℓ、30ℓ、20ℓ、10ℓ）のままとする。
「びん、かん、ペットボトル、特定品目」は、現行と同じようにコンテナ（又はネット）回収とする。

2 理由

- ・ごみ袋を「もえるごみ」と「もえないごみ」に分けることで、各家庭でのごみ袋の管理の手間が増えたり、販売店での陳列スペースが必要となったりする。
- ・現行の指定ごみ袋も袋回収をしている「もえるごみ」「もえないごみ」「プラスチック製容器包装」は共通の袋を使用している。
- ・有料化実施都市 10 市*全てが、浜松市の現行サイズと同等の大きさの袋を作成している。
- ・有料化実施都市 10 市のうち 7 市が 5ℓサイズの袋を作成している。導入している市では、市民から「一人暮らし世帯のなどで燃えるごみを出す際に少量のごみ袋の方が都合がよい」、「各世帯のごみ量にあった容量の指定ごみ袋が欲しい」との意見があり導入している。本市においても市民から少量サイズの指定ごみ袋を希望する声がある。

（参考）有料化しないプラスチック製容器包装の袋について

現行の指定ごみ袋については、有料化後も有効活用できるよう、無料とするプラスチック製容器包装の袋として使用できるようにする。

※有料化実施政令市及び H30. 2 に家庭ごみ有料化を実施した金沢市（計 10 市）

【参考】 有料化実施都市の状況について

表 1. 有料化実施都市における指定ごみ袋の仕様

都市名	品目	大 き さ				
		5ℓ	10ℓ	20ℓ	30ℓ	45ℓ
札幌市	燃やせるごみ	●	●	●		● (40)
	燃やせないごみ					
仙台市	家庭ごみ		●	●	●	●
	容プラ		● (15)		●	●
千葉市	可燃ごみ	●	●	●	●	●
	不燃ごみ		●	●		
新潟市	燃やすごみ	●	●	●	●	●
	燃やさないごみ	●	●	●	●	●
京都市	燃やすごみ	●	●	●	●	●
	小型金属など	指定袋ではなく、透明な袋であれば可				
	資源物 (びん・かん・ ペット・容プラ)		●	●	●	●
岡山市	可燃ごみ	●	●	●	●	●
	不燃ごみ					
北九州市	家庭ごみ		●	●	●	●
	容プラ			● (25)		●
	びん・かん			● (25)		
	ペットボトル			● (25)		●
福岡市	燃えるごみ		● (15)		●	●
	燃えないごみ		● (15)		●	●
	空きびん ・ペットボトル				●	●
熊本市	燃えるごみ	●	● (15)		●	●
	燃えないごみ		● (15)		●	●
金沢市	燃やすごみ	●	●	●	●	●
	燃やさないごみ					

※対象都市は有料化実施政令市及びH30.2に家庭ごみ有料化を実施した金沢市（計10市）

※表中の「家庭ごみ」とは、「もえるごみ」と「もえないごみ」の混合ごみのこと。一括して焼却処分している。

※表中の京都市の「燃やすごみ」は「もえるごみ」と「ガラス類」の混合ごみのこと。一括して焼却処分している。

有料化を実施する場合の併用施策（案）について

1 併用施策案

案：・新たに導入する施策

（食品ロスや脱プラスチック対策に係る施策 等）

・有料化実施により維持・拡充する施策

（集積所・集団回収・地域清掃等に関する補助、現行収集制度（祝日回収、プラスチック製容器包装の分別回収）の維持）

・有料化実施により懸念される課題を解消する施策

（円滑な制度開始に向けた取組みや適正排出の取組み、不当排出・不法投棄対策の拡充）

2 理由

・新たに導入する施策

「食品ロスの削減に関する法律」が施行され、食品ロス対策を充実させる必要がある。また、国の「プラスチック資源循環戦略」に沿った、使い捨て容器包装のリデュース等環境負荷の軽減に資する脱プラスチックの推進を行う必要がある。

・有料化実施により維持・拡充する施策

他市が有料化実施と共に開始した祝日のごみ収集や「プラスチック容器包装」の分別回収については、本市では既に実施をしている。

自治会連合会意見交換会での意見として、ごみ集積所の新設や改修に係る補助に関する意見や、「もえるごみ」と「もえないごみ」の有料化と併せ、より資源物の資源化を進める施策に手数料を充当すべきという意見もあった。

また、地域で実施している資源物集団回収の回収量は年々減少しており、資源化を維持するための支援が必要である。

・有料化実施により懸念される課題を解消する施策

有料化実施都市では、有料化実施により不当排出や不法投棄の増加懸念から、多くの都市で不当排出・不法投棄対策の施策を実施している。本市でも自治会連合会との意見交換で、不当排出・不法投棄に対する懸念の声が多数あった。

有料化実施都市における減免措置等について

1 有料化実施都市における状況について

(1) 減免制度等の導入状況について

有料化を実施している政令市及び平成 30 年 2 月に家庭ごみ有料化を実施した金沢市（合計 10 都市）における家庭ごみ有料化の減免制度等の状況は以下のとおりである。

表 1. 有料化実施都市における減免制度等導入都市

減 免 等 対 象 ※1		導入都市数 (10 都市中)
生活困窮世帯	生活保護受給世帯	4 都市
紙おむつなどを利用している世帯	障がい者がいる世帯	10 都市
	高齢者がいる世帯	10 都市
	新生児・乳幼児がいる世帯	10 都市
	腹膜透析をしている方 いる世帯	5 都市

家庭ごみ有料化制度以外での減免

自治会等によるボランティア清掃活動	10 都市
-------------------	-------

令和 3 年 2 月実施 当市実施「家庭ごみ有料化に関する調査」結果より

※1 金沢市は「おむつ・排泄管理支援用具（ストーマ用具）・腹膜透析バッグ」などを有料化の対象外とし、ビニール袋等で集積所に出すことを認めている。

(2) 各減免制度の内容について

ア 生活困窮世帯への経済的配慮による減免等

（実施都市：札幌市※2、新潟市、岡山市、熊本市）

生活保護受給世帯などに対する経済的配慮から、世帯人数等に応じて一定量のごみ袋を交付する制度。

実施をしていない都市は、「家庭ごみ有料化制度はすべての市民が排出量に応じ負担すべき制度である」、「生活保護制度で既に補助しているため、新たに減免することは二重で補助することになる」などの理由から実施していない。

※2 札幌市は、負担の急変緩和措置として有料化導入年度に限り実施。

イ 紙おむつなどを利用している世帯への減免等

（実施都市：10 都市すべてで実施 金沢市は対象外としての取扱い）

子育てや介護等のために、努力してもごみ減量が難しい紙おむつやストーマ用具、腹膜透析バッグなどの利用による廃棄物が発生する世帯に対して社会的配慮からご

み袋を交付する制度。交付方法・枚数等は各市基準による。

ウ その他（ボランティア清掃活動に対する減免等）

環境美化の推進を目的として、ボランティア清掃活動を行う自治会や個人に対して、申請によりごみ袋等を支給する制度。

自治会等による清掃活動によって出たごみは、家庭ごみ有料化の直接の対象ではないが、専用のごみ袋を申請に応じて交付する等の制度を実施している都市もある。

（実施都市：10 都市すべてで実施）

【参考】

本市では、ボランティア清掃活動を自治会や市民等に対してお願いしている「浜松市海岸等の清掃の支援事業」や「浜松市道路・河川里親制度」にてごみ袋を支給するなどの支援を行っている。

（ごみ拾いなどの自主的なボランティア活動により集めたごみを指定ごみ袋に入れ、集積所等に出している方もいる。）

浜松市一般廃棄物処理基本計画
『ごみ処理基本計画編（改定版）』
（素案）

令和 4 年 3 月改定



目次

1	計画改定の考え方	1
(1)	計画改定の考え方	1
(2)	計画の位置付け	1
2	本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題	2
(1)	本市を取り巻く状況	2
(2)	ごみ処理の現状と課題	4
ア	ごみの分別区分	4
イ	ごみ・資源物処理施設	5
ウ	中間目標年度における計画実績	8
エ	市民意識について	16
オ	今後の方向性について	19
3	基本理念	21
4	基本方針及び改定計画目標等	22
(1)	基本方針	22
(2)	改定計画期間	23
(3)	改定計画目標	23
ア	ごみ総排出量	23
イ	資源化率	26
ウ	最終処分量	28
(4)	計画の進行管理	29
5	本計画で取り組む施策体系	30
6	具体的施策	31

1 計画改定の考え方

(1) 計画改定の趣旨

浜松市では、平成 26 年 3 月に、平成 26 年度から令和 10 年度までの本市のごみ処理行政の方向性を示す浜松市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編」を策定し、ごみの減量と資源化を進めてきました。

計画策定以後、国際的には、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の採択が行われ、国では、「食品ロスの削減の推進に関する法律」の施行、「プラスチック資源循環戦略」の策定が行われました。本市においても上位計画である「浜松市環境基本計画」の改定を行うなど、計画策定時に比べ、廃棄物行政を取り巻く社会情勢は大きく変化してきました。

また、計画の中間目標年度である平成 30 年度を経過し、各個別施策の課題への対応が必要となっています。

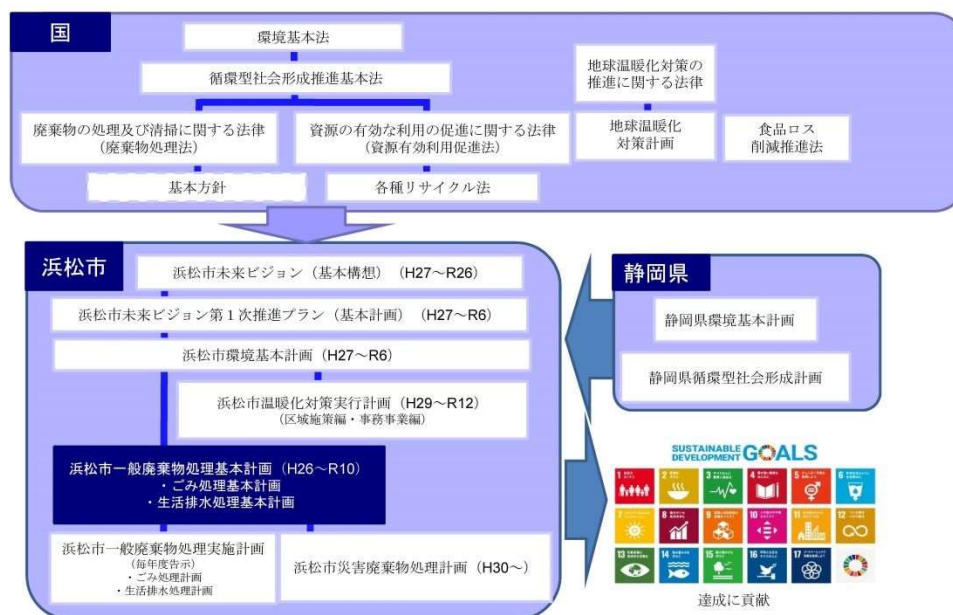
これらの社会状況や課題を踏まえ、計画内容の見直しを行い、浜松市一般廃棄物処理基本計画「ごみ処理基本計画編（改定版）」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

浜松市一般廃棄物処理基本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項」に基づき、生活環境の保全、公衆衛生の向上、循環型社会の形成を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、市が区域内の処理計画を中期的な視点から策定する計画で、本計画と生活排水処理基本計画で構成されています。

また、本市の総合計画である「浜松市未来ビジョン」やその個別計画である「浜松市環境基本計画」を上位計画とし、関連する計画と整合性を図りつつ策定します。

図 1-1 一般廃棄物処理基本計画の位置付け



2 本市を取り巻く状況及びごみ処理の現状と課題

(1) 本市を取り巻く状況

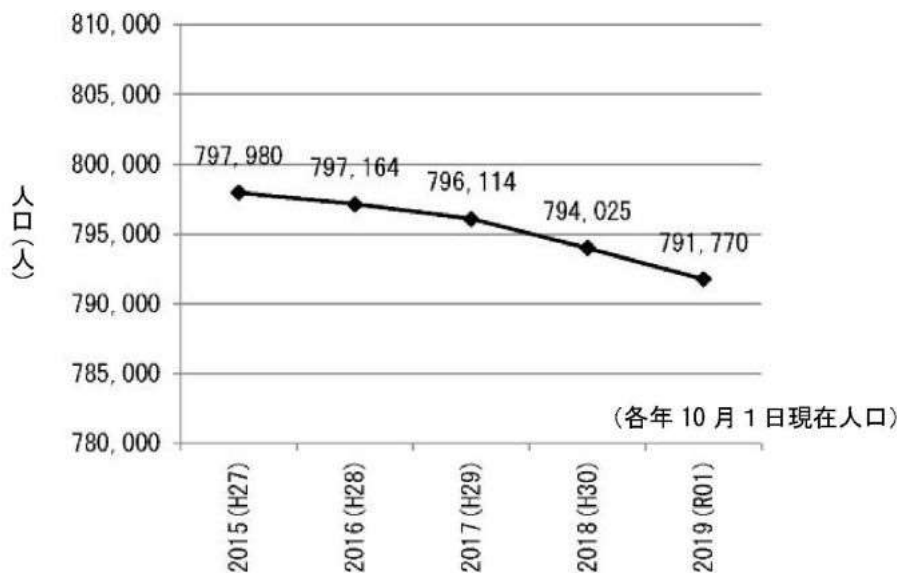
本市の人口は、約 80 万人であり、面積は 1,558 平方キロメートルで、静岡県最大の人口と面積を有する都市です。

平成 27 年 10 月 1 日現在の国勢調査による浜松市の人口は、79 万 8 千人となっており、平成 17 年の国勢調査以降、減少が続いています。また、国勢調査を基にした令和元年 10 月 1 日現在の推計人口は、79 万 1,770 人となっています。平成 27 年から平成 29 年にかけては、年間約 1 千人の減少でしたが、平成 29 年から平成 31 年にかけては、年間約 2 千人の減少となっており、減少幅は拡大しています。(グラフ 2-1)

本市の将来人口推計によると、令和 22 年には 69 万 9 千人、令和 42 年(2060 年)には 58 万人に減少すると推計されます。現在のままの出生率や移動率が継続すれば、引き続き人口減少が進むと想定されます。(図 2-1)

また、本市の将来世帯推計によると、本市の世帯数は、平成 27 年(2015 年)の 30 万 9 千世帯から令和 22 年(2040 年)には 33 万 2 千世帯に増加する見込みです。世帯主を年齢階層別に見ると、64 歳以下の世帯は減少し、65 歳以上の世帯が大きく増加する見込みです。さらにその内訳を見ると、65 歳以上の単独世帯は令和 22 年(2040 年)には平成 27 年(2015 年)の 2.1 倍に増加し、平成 27 年(2015 年)には総世帯数に占める高齢者単独世帯数は 9%程度であったものが、令和 22 年(2040 年)には 18%程度に上昇すると推計されます。(表 2-1)

グラフ 2-1 近年の総人口の推移



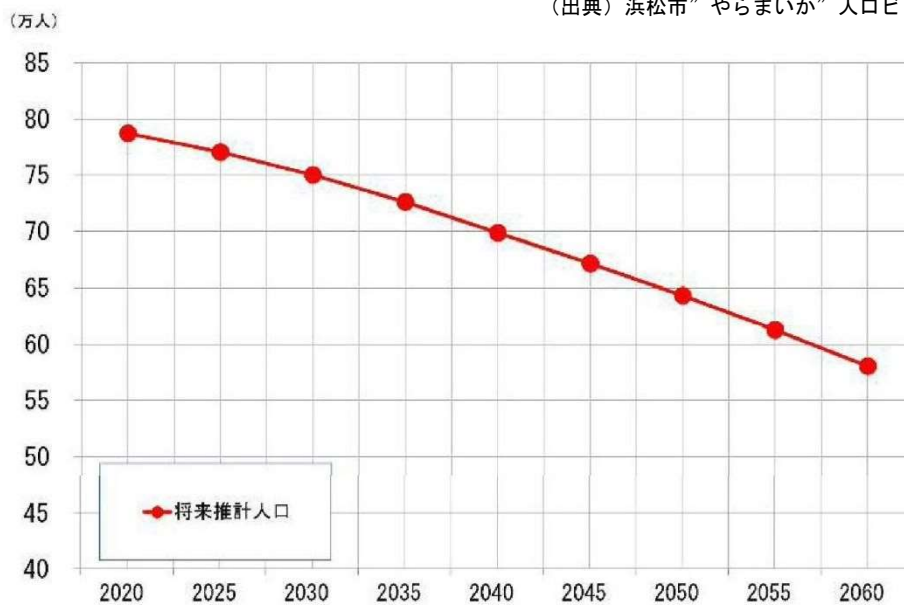
(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン(令和 2 年改訂版)

図 2-1 将来推計人口（総人口）

	2015	2020	2025	2030	2035	2040	2045	2050	2055	2060
将来推計人口	797,980	787,227	770,377	749,919	725,919	698,518	671,371	643,013	612,653	580,367

(人)

(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和2年改訂版）



(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和2年改訂版）

表 2-1 総世帯数の推計

(世帯)

年次	平成 27 年 (2015 年)	令和 2 年 (2020 年)	令和 7 年 (2025 年)	令和 12 年 (2030 年)	令和 17 年 (2035 年)	令和 22 年 (2040 年)
総世帯数	309,000	316,000	322,000	327,000	330,000	332,000

(出典) 浜松市”やらまいか”人口ビジョン（令和2年改訂版）を基に作成

(2) ごみ処理の現状と課題

ア ごみの分別区分

本市のごみの分別区分は表 2-2 のとおりです。

表 2-2 ごみの分別区分

	品目	内容
1	もえるごみ	もえる素材で長さ 60 cm未満のもの
2	もえないごみ	もえない素材で長さ 60 cm未満のもの（連絡ごみは除く）
3	プラスチック製容器包装	プラマークの表示があり、きれいなもの
4	資源	びん（無色・透明）
5		びん（茶色）
6		びん（その他の色）
7		かん
8	ペットボトル	ペットボトルのマークの表示があり、きれいなもの
9	特定品目	蛍光管、電池類、水銀体温計・水銀血圧計、ライター、スプレー缶・卓上ガスボンベ
10	連絡ごみ	堅固な素材を使用したもの・長さ 60 cm以上のもの等

イ ごみ・資源物処理施設

市内のごみ・資源物処理施設は図 2-2 のとおりです。

図 2-2 市内ごみ・資源物処理施設配置図



(7) 焼却・溶融施設

もえるごみや連絡ごみを破碎した後の可燃物を焼却・溶融処理するための施設として、本市では表 2-3 に示す 2 か所の施設を運用しています。

南部清掃工場と西部清掃工場では焼却処理にて発生する熱エネルギーを利用して発電を行い、西部清掃工場では隣接する古橋廣之進記念浜松市総合水泳場（ToBiO）へも熱供給するなど有効利用しています。

また老朽化した南部清掃工場の代替施設として、天竜区青谷に新清掃工場の建設を進めています（令和 6 年度供用開始予定）。

表 2-3 焼却工場

名称	南部清掃工場	西部清掃工場
所在地	南区江之島町 1715 番地 TEL 053-425-3680	西区篠原町 26098 番地の1 TEL 053-440-5374
敷地面積	22,106.28 m ²	66,960.25 m ²
建物面積	焼却施設 6,802.38 m ² 延床面積 15,303.19 m ² 付属建物 1,181.65 m ²	焼却施設 8,807.21 m ² 延床面積 13,293.53 m ² 付属建物 1,493.15 m ²
炉形式	全連続燃焼式(ストーカ式)	キルン式ガス化溶融炉
焼却能力	150t/24時間×3炉	164.9t/24時間×3炉
ごみピット	3,100 m ³	9,500 m ³
集じん装置	バグフィルター	バグフィルター(2段)
排水処理	沈殿+ろ過処理+pH調整+下水道放流	循環再利用(無放流)
余熱利用	発電(2,800kW)、場内給湯、燃焼空気、白煙防止、場内冷暖房	発電(9,600kW)、温水プール(古橋廣之進記念浜松市総合水泳場)、場内給湯、燃焼空気、白煙防止、場内及び水泳場の冷暖房
竣工年月日	昭和56年2月28日	平成21年1月31日
その他	—	環境啓発施設『えこはま』を併設

(4) 破碎・保管施設

破碎・保管施設は、もえないごみや資源物を破碎・選別・減容し、一部を再資源化するための施設であり、表 2-4 に示す 3 か所の施設を運用しています。特に、施設規模の大きい平和破碎処理センターは稼働から 30 年近くが経過しており、新たな施設として天竜区青谷に新破碎処理センターの建設を進めています（令和 6 年度供用開始予定）。

表 2-4 破碎・保管施設

破碎施設			
名称	平和破碎処理センター	引佐中間処理施設 (特定品目破碎、選別施設)	南部清掃工場 (布団破碎設備)
所在地	西区平松町81番地 TEL 053-487-1131	北区引佐町三岳610番地の3 TEL 053-542-2136	南区江之島町1715番地 TEL 053-425-3680
敷地面積	9,869㎡	—	—
建物面積	建築面積,025.97㎡ 延床面積,183.81㎡	—	—
処理能力	粗大ごみ・不燃ごみ破碎 140t/5時間 プラスチック製容器包装圧縮減 45t/10時間	スプレー缶破碎1,200本/時間 ライター破碎 4,000本/時間 蛍光管破碎 直管型 6,000本/時間 環型 2,000本/時間	布団 60枚/時間
破碎設備	回転式破碎機 せん断式破碎機	スプレー缶・ライター処理機 蛍光管破碎機	布団破碎機(二軸破碎機) 破碎物投入コンベア
選別設備	プラスチック選別機、磁選機、 不燃物・可燃物選別機、アルミ 選別機、アルミ精選機	—	—
排出設備	プラスチック圧縮減容機	—	—
集じん・ 脱臭設備	サイクロン、バグフィルター、 脱臭装置	—	—
竣工年月日	平成5年3月10日	平成25年4月1日	平成24年4月1日

保管施設	
名称	平和最終処分場(資源物ストックヤード)
所在地	西区平松町77番地 TEL 053-487-1131
保管品目	びん(無色、茶色、その他) プラスチック製容器包装
保管面積	106㎡ 980㎡
保管容量	171㎡ 1,960㎡

(ウ) 埋立処分場

埋立処分場は、もえないごみや焼却・溶融処理にて発生した焼却灰や溶融残渣等を最終処分するための施設で、表 2-5 に示す 4 か所の施設を運用しています。

表 2-5 埋立処分場

名称	平和最終処分場		浜北環境センター
所在地	西区平松町77番地 TEL 053-487-1131		浜北区灰木172番地 TEL 053-582-1181
	第1期	第2期	
埋立面積	71,575㎡	48,360㎡	12,315㎡
埋立容量	810,719㎥	567,700㎥	60,273㎥
埋立期間	約17年	約15年	約20年
埋立方式	サンドイッチ方式(セル方式併用)		セル方式
浸出水施設	建築面積 467.29㎡	建築面積 291.69㎡	建物面積 706㎡
	延床面積 923.80㎡	延床面積790.96㎡	
処理能力	230㎥/日	150㎥/日	50㎥/日
供用開始	平成2年9月(令和元年9月廃止)	平成19年3月	平成14年4月

名称	舞阪吹上第2廃棄物最終処分場	引佐最終処分場
所在地	西区舞阪町舞阪2621番地の26	北区引佐町三岳610番地の3 TEL 053-542-3292
埋立面積	6,555㎡	9,445㎡ (第1期埋立区画)
埋立容量	39,500㎥	77,300㎥ (第1期埋立区画)
埋立期間	約42年	約48年
埋立方式	サンドイッチ方式	セル&サンドイッチ方式
浸出水施設	—	建築面積 448.31㎡
	—	延床面積 558.26㎡
処理能力	—	60㎥/日
調整槽容量	—	1,952㎥
供用開始	平成8年7月	平成9年4月

ウ 中間目標年度における計画実績

本計画における中間目標年度(平成30年度)の計画値及び実績値は表2-6のとおりです。

表 2-6 中間目標年度における計画値及び実績値

計画目標値	平成30年度計画値	平成30年度実績値
一人1日当たりのごみ排出量	866g/人・日	879g/人・日
リサイクル率	23.6%	18.8%※
最終処分量	13,816t/年	12,812t/年

※民間回収拠点を含む場合は24%と推計

(7) ごみ排出量の状況

平成 26 年度から令和元年度までのごみ排出量の推移をみると、平成 30 年度に前年度の排出量を上回ったものの、平成 30 年度以外は、ごみの排出量は微減傾向にあります。平成 30 年度にごみ排出量が前年度実績を上回った要因は、台風 24 号の被害により家庭系ごみが大幅に増加したためです。

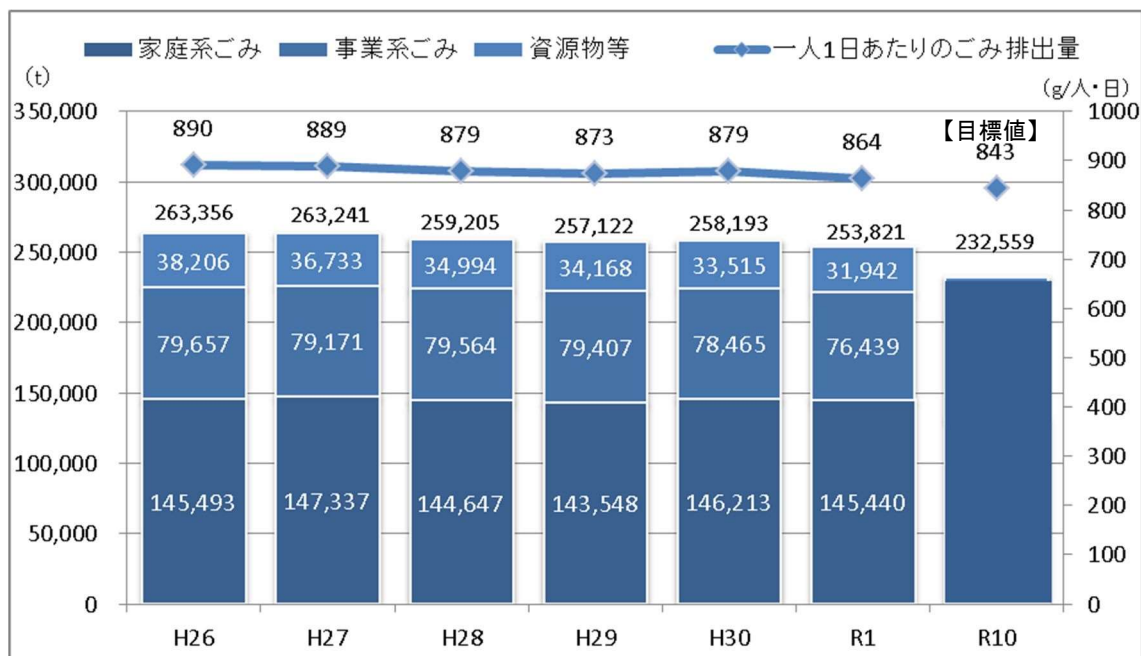
また、ごみ排出量の内訳をみると、事業系ごみは減少しているものの、家庭系ごみは横ばいのままです。このため、平成 30 年度より「ごみ減量天下取り大作戦」として、生ごみの減量、雑がみの分別、料理・食材の食べキリ・使いキリの推進に取り組んできました。この取組みは市民のごみ減量の意識醸成には寄与したものの、ごみ排出量の大幅削減には繋がりませんでした。

このため、令和 10 年度のごみ排出量目標である一人 1 日当たりのごみ排出量である 843 g/人・日に向け、更なるごみ減量の取組みが必要です。

表 2-7 一人 1 日あたりのごみ排出量 (g/人・日)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R10
計画値	894	886	879	872	866	863	843
実績値	890	889	879	873	879	864	

グラフ 2-2 ごみの排出状況



(イ) リサイクルの状況

資源化量については、平成 26 年度は 53,765 t であったものの、年々低下し、令和元年度には 47,436 t となりました。その要因としては、民間の資源物回収拠点の整備が進んだ結果、「ペットボトル」や「プラスチック製容器包装」等の市が直接回収する資源物の排出量の減少や、資源物の集団回収量の減少が考えられます。このため、リサイクル率も減少し、現在の計画値と実績値において、大きな乖離が生じています。

このことから、民間拠点回収量について調査を行ったところ、平成 30 年度の民間拠点回収量は約 17,535t と推計され、民間拠点回収量を含めたリサイクル率は 24.0% と推計されます。

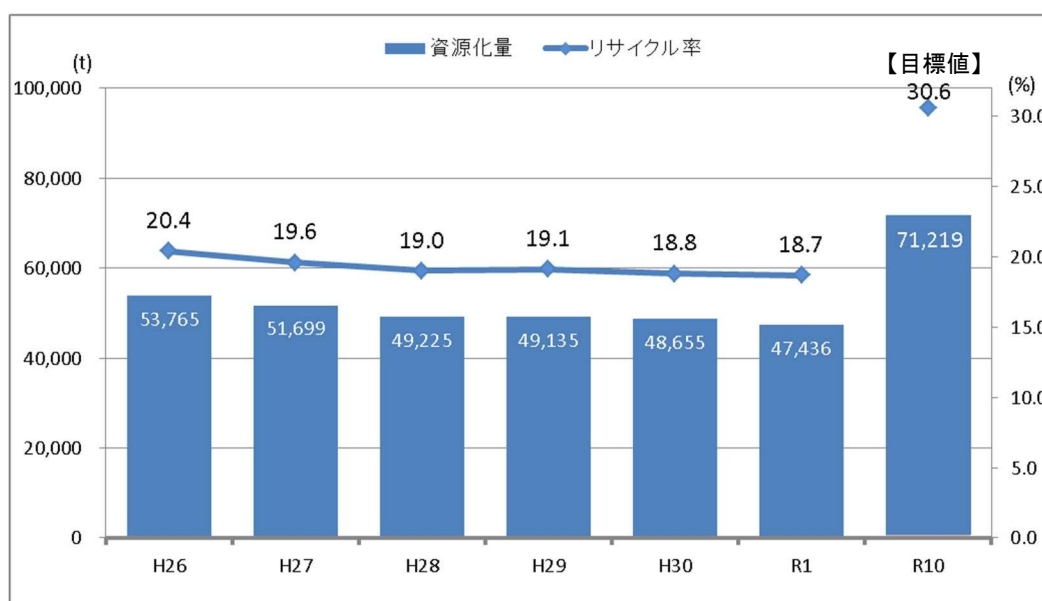
令和 10 年度のリサイクル率の計画値（目標）を達成するためには、平成 30 年度実績から 6.6 ポイント、リサイクル率を向上させなければならず、今後、より資源物の分別・排出が行いやすい環境を整備するなど、資源物の回収量を増加させる施策の検討が必要です。一方、近年の中国等をはじめとするアジア諸国による廃棄物の受入制限措置による資源物の需要低下や、資源物の取引価格などの状況についても注視していく必要もあります。

※「リサイクル率」の算定方法：（資源化量÷総排出量）×100

表 2-8 リサイクル率の推移

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R10
計画値	21.3	21.4	21.5	22.5	23.6	24.6	30.6
実績値	20.4	19.6	19.0	19.1	18.8	18.7	
(民間拠点回収分を含めた推計値)					(24.0)	(23.4)	

グラフ 2-3 リサイクル率の推移



(ウ) 最終処分場の状況

最終処分量は、平成 26 年度は 12,121 t で、平成 27 年度は前年度と比較して減少しましたが、平成 28 年度以降増加に転じています。これは主に連絡ごみが増加し、破碎処理後の不燃物が増えたためです。

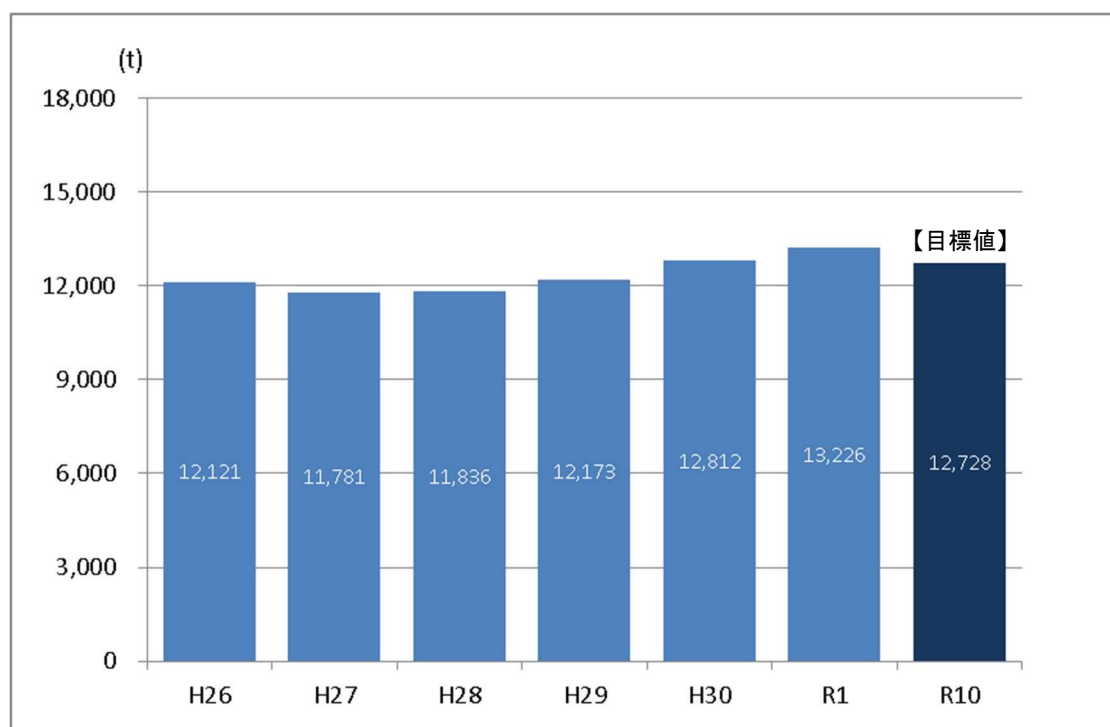
令和 10 年度には 12,728t を目標値としているため、最終処分量を減らすよう、普段排出するもえるごみやもえないごみも含め、ごみ自体の減量や資源物の分別に取り組む必要があります。

表 2-9 最終処分量の推移

(t)

	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R10
計画値	14,477	14,348	14,135	13,966	13,816	13,749	12,728
実績値	12,121	11,781	11,836	12,173	12,812	13,226	

グラフ 2-4 最終処分量の推移



(I) ごみ処理経費の状況

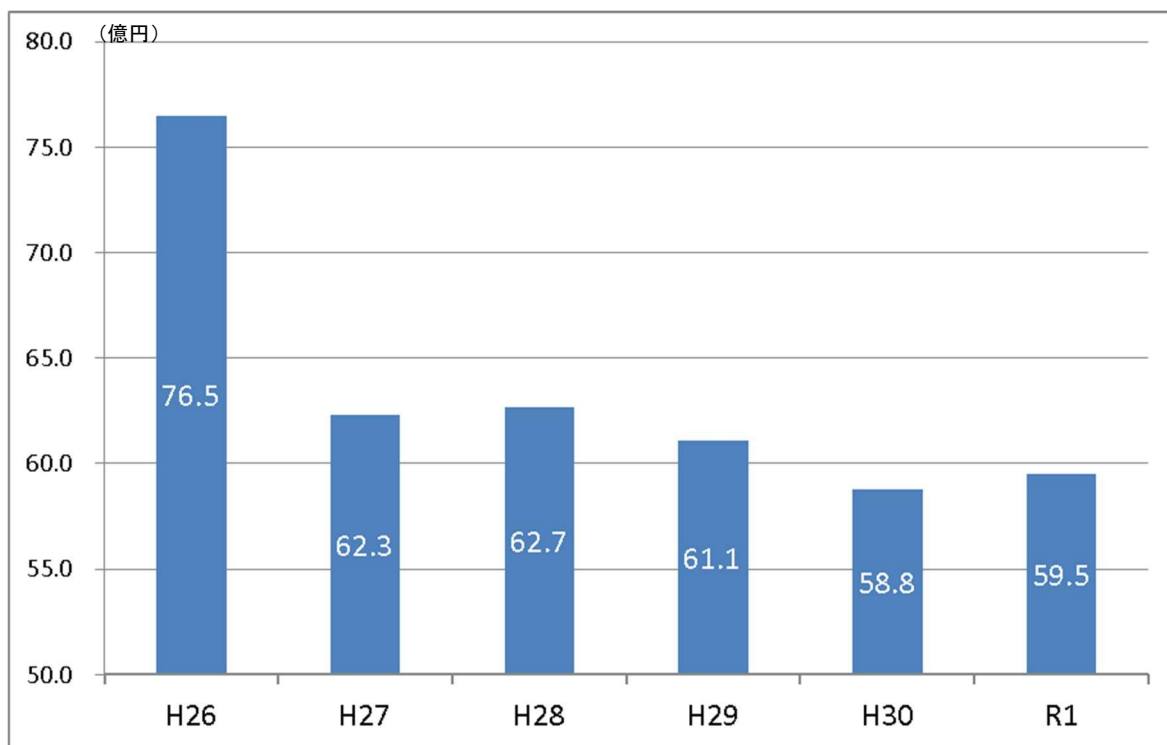
本市では、合併以降、ごみ処理施設の統廃合を進め、現在では焼却施設として2施設、破碎施設としては3施設、保管施設としては1施設、埋立処分場として4施設が稼働しています。

本市のごみ処理経費の推移は、グラフ2-5のとおりで、令和元年度の処理経費は、約59.5億円となっています。平成27年度に前年比で大きく経費が減っているのは、西部清掃工場の減価償却費の部分償還及び天竜ごみ処理工場の休止に伴う物件費の減少のためです。また、令和元年度の経費増加要因は、閉鎖施設であった天竜清掃センターの解体工事の影響です。

今後、令和6年度には新清掃工場及び新破碎処理センターの稼働を予定しており、設計・建設費用と、20年間の運営経費を合わせ、約777億円の費用負担が発生する見込みです。

このため、今後のごみ処理に関する経費を抑えるためにも、施設の長寿命化や、ごみの減量に取り組んでいく必要があります。

グラフ2-5 ごみ処理経費の推移



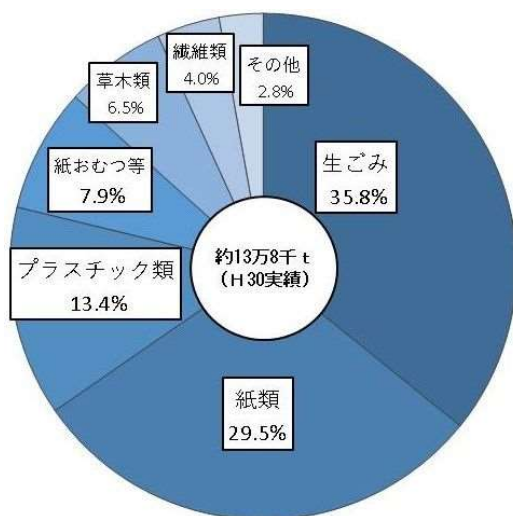
(オ) ごみ組成状況について

家庭系ごみでは、全体の 95% を占めるもえるごみのうち、本市が平成 30 年度に実施したごみ質分析調査の結果によれば、生ごみが 35.8% (約 4 万 9 千 t)、紙類が 29.5% (約 4 万 t) であり、この 2 つを合わせると、全体の 7 割弱を占めています。(グラフ 2-6)

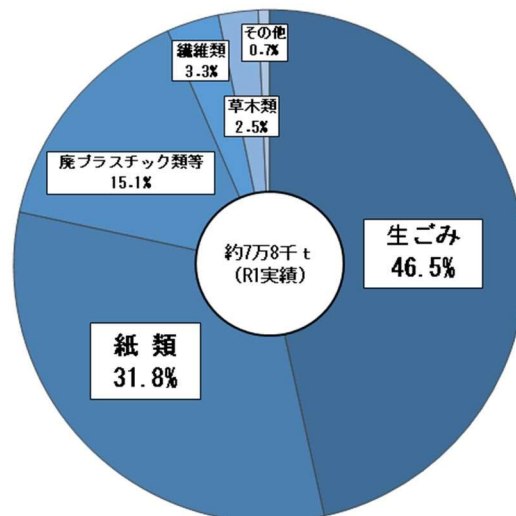
事業系ごみでは、全体の 98% を占めるもえるごみのうち、令和元年度に実施した事業系一般廃棄物組成分析調査の結果では、生ごみが 46.5% (約 3 万 6 千 t)、紙類が 31.8% (約 2 万 4 千 t) であり、全体の約 8 割弱を占めています。また、廃プラスチックなどの産業廃棄物が 15.1% 混入しています。(グラフ 2-7)

家庭系・事業系ともに、ごみの減量に関しては、生ごみと紙類の削減が効果的であり、これらをいかに削減するかが課題です。また、事業系ごみに関しては、産業廃棄物の混入防止が課題となっています。

グラフ 2-6 家庭系もえるごみの内訳



グラフ 2-7 事業系もえるごみの内訳



(カ) 計画に定めた具体的行動の進捗状況について

計画に定めた施策の平成 26 年度から令和元年度までの具体的行動の進捗状況は、完了した取組みが 7 件、計画通りの取組みは 37 件、遅れている取組みは 3 件、事業を集約した取組みは 3 件です。

遅れている取組は、家庭系生ごみの分別回収の調査・研究、事業系生ごみを活用したバイオマス事業の推進、「レジ袋削減に向けた取組に関する協定」の締結事業者の拡充です。計画どおり実施できていない理由は、民間事業者の事業計画の遅れや、民間事業者との協定締結調整の結果、締結まで至らなかった、などがあります。

また、基本方針 2 における「2 環境教育の充実」の具体的行動のうち、「学校での生ごみの堆肥化の実践」、「親子リサイクル見学会の実施」「小学生向けの絵本の作成・配布」の 3 つの取組みについては、事業実施から 5 年経過したことから事業内容を見直し、教育委員会とも連携を図り、環境教育の一環として、夏休みの期間中に児童が家庭で「ごみ減量」を体験する「こどもモッタイナイ大作戦」に集約しました。「こどもモッタイナイ大作戦」では、ごみ減量を実際に体験することで、ごみ減量への行動につなげることを目的とし、取組みが優秀な学校については表彰をしました。

具体的行動のうち、完了した取組みを合わせ、全体の約 8 割が計画通り進んでいることとなっていますが、計画目標の達成には、それぞれの個別施策を今一度見直し、より各数値目標の達成に資するよう、施策の内容を改めて検討するとともに、着実な成果を上げる必要があります。

表 2-10 具体的行動の進捗状況

区分	状況	件数
完了	すでに具体的行動が完了したもの	7
計画どおり	当初の計画どおり順調に取り組んでいるもの	37
遅れている	当初の計画より進捗が遅れているもの	3
集約	当初計画に記載したが、検討の結果、具体的行動を集約したもの	3
合 計		50

表 2-11 令和元年度末における具体的行動の進捗評価

基本方針1:ごみの減量と資源化を推進します ◎…完了 ○…計画どおり △…遅れている □集約

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.生ごみ減量の推進	1.生ごみの水切りに関する情報発信を行う	○
	2.水切りグッズの開発及び配布を行う	○
	3.堆肥化容器の配付や生ごみ処理機購入補助等を通じて生ごみの減量を推進する	○
	4.家庭系生ごみの分別収集について調査・研究し、バイオマス事業を推進する	△
2.紙類減量の促進	1.雑がみ回収促進のための保管庫貸与事業を実績する	◎
	2.幼稚園、小中学校での雑がみ回収は、対象範囲を保育園や高校などにも広げて継続実施する	○
	3.事業系の雑がみの分別と資源化を促進する	○
3.資源物集団回収の活性化及び拠点回収の整備	1.資源物(市のリサイクルステーション、みどりのリサイクル等)の回収拠点のあり方について総合的な検討を行い、再構築を図る	○
	2.地域の資源物集団回収の活性化を図る	○
	3.もえるごみ削減のための草木類、古着類の行政回収～再資源化手法を調査研究する	◎
	4.使用済小型電子機器類の回収拠点を拡充する	○
	5.廃食用油の回収拠点を拡充する	○
4.ごみ処理有料化の検討	1.有料化の必要性、効果、導入時期等について調査・研究する	○
	2.他都市の状況を調査・研究する	○
	3.検討委員会等を設置して検討する	○
	4.小規模の店舗や事業所からごみ集積所へ排出されるごみの有料化について調査・研究する	○
5.事業系ごみの減量、資源化、適正処理等の推進	1.大規模建築物所有事業者の更なるごみ減量等の促進に向け市条例に基づいて指導を行う	○
	2.清掃工場における資源物や処理困難物の混入防止のための監視・指導を行う	○
	3.集積所への事業系ごみの混入を防止するため、事業者に対するごみの排出指導を強化する	○
	4.事業系生ごみを活用したバイオマス事業を推進する	△

基本方針2:意識啓発と環境教育を推進し、住みよいまちづくりに努めます

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.ごみ排出ルールの周知徹底	1.排出ルールの運用状況を検証し、必要に応じてルールの見直しを行う	○
	2.レジ袋削減に向けた普及啓発を行うとともに「レジ袋削減に向けた取り組みに関する協定」締結事業者を拡充する	△
	3.ごみ分別方法の手引きを作成する	○
	4.職員の出前講座等による啓発活動を推進する	○
	5.ごみ分別収集カレンダーを分かりやすい表示に改善する	○
	6.転入者や外国人等を対象に情報提供を推進する	○
2.環境教育の充実	1.小学生社会副読本「ごみとわたしたち」等を配付し、子どもを対象とした環境教育を促進する	○
	2.学校での生ごみ堆肥化を実践する	□
	3.親子で3Rについて学ぶ「親子リサイクル見学会」を行う	□
	4.小学生向けのごみ絵本を作成・配付する	□
	5.3Rなどに関する出前講座や説明会を実績する	○
	6.Eスイッチプログラムを幼稚園から中学校まで実績し、ごみ減量やリサイクルの意識啓発に努める	○
	7.環境美化推進員を育成・強化する	○
3.情報の公開と共有化	1.ごみの適正処理や3Rに関する情報を提供するツール(スマートフォンアプリ等)を開発し、市民に広める	○
	2.リサイクル品目回収後の再生品や利用方法の情報提供を行う	○
	3.ごみ減量の行動に移すための動機付けになる情報の発信を推進する	○
	4.「ごみ減量通信」をホームページにも掲載する	○
4.不法投棄防止対策と資源物持ち去り取締りの強化	1.不法投棄防止看板の継続掲出を推進する	○
	2.清掃関係車両へ不法投棄防止ステッカーの貼付を依頼する	○
	3.市職員による不法投棄防止パトロールを実施強化する	○
	4.資源物持ち去りを禁止するため平成26年4月からの条例改正に罰則規定を設け、市職員によるパトロールを強化する	○

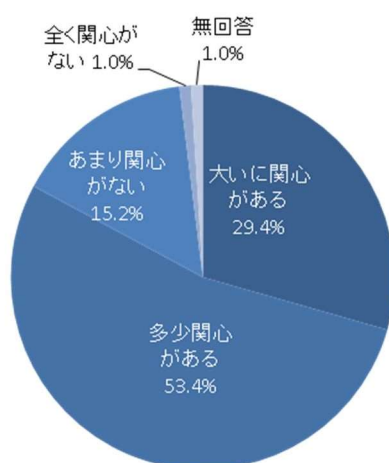
基本方針3:安定的かつ効率的なごみ処理と資源化体制の整備を図ります

個別施策	具体的行動	進捗状況
1.ごみ処理施設の新設及び統廃合の推進	1.新清掃工場の建設に着手する	◎
	2.西部清掃工場の更新等について検討する	◎
	3.旧ごみ処理施設解体計画を策定し、解体又は跡地利用を進める	○
	4.清掃工場における津波対策について検討する	◎
	5.ペットボトル減容施設解体後の跡地利用について検討する	◎
2.ごみ収集運搬及び処理体制の検討	1.戸別収集の導入など高齢者や障がい者などに配慮した収集方法を検討する	○
	2.将来の安定した一般廃棄物処理のために、他自治体とのごみの相互受入れを推進する	○
	3.新清掃工場稼働に向けた収集体制を検討する	○
	4.ペットボトルの中間処理について効率的な委託化の準備を進める	◎

エ 市民意識について

令和2年12月に実施した広聴モニターアンケートの結果では、ごみの減量と資源化への関心について、「関心がある」（「大いに関心がある」と「多少関心がある」の合計）が約8割となりました。また、世代別にみると、世代が高くなるにつれて「関心がある」の回答が高いという結果になりました。

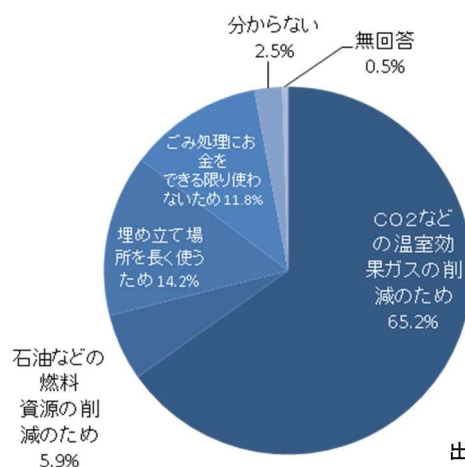
グラフ 2-8 ごみの減量と資源化への関心



出典：令和2年度 第4回 浜松市広聴モニターアンケート調査結果

また、ごみの減量が必要な理由として、一番重要だと思うものとしては、「ごみを収集・焼却する際に排出されるCO₂などの温室効果ガス削減のため」が約7割と最も多く、次いで「ごみの埋立場所を長く使うため」、「ごみ処理にお金を出来る限り使わないため」、「ごみを収集・焼却する際に必要な石油などの燃料資源のため」という結果となりました。

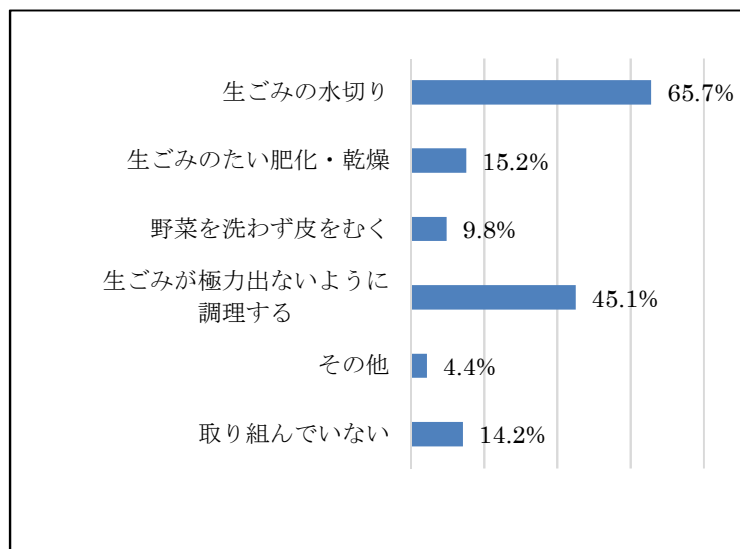
グラフ 2-9 ごみの減量と資源化への関心



出典：令和2年度 第4回 浜松市広聴モニターアンケート調査結果

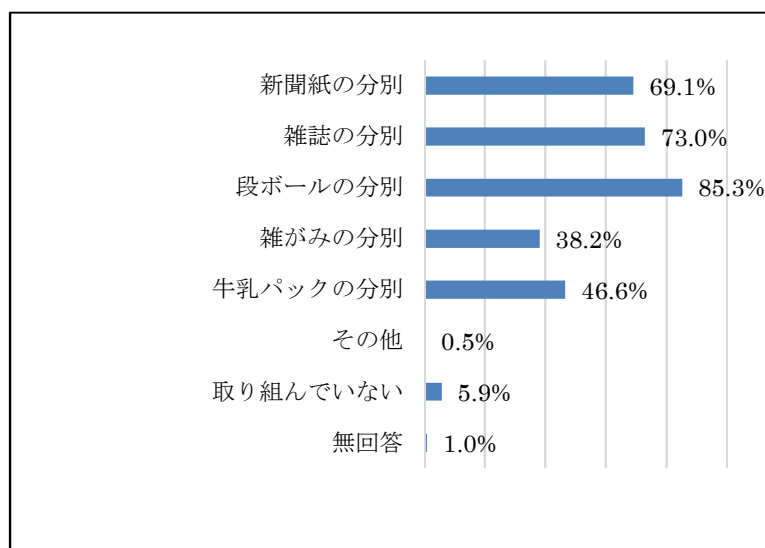
市民が普段の生活から取り組んでいるごみ減量の取組みについて、生ごみ減量の取組みでは、「生ごみの水切り」を約7割の人が、「生ごみが極力出ないように調理する」を約5割の人が取り組んでいると回答していて、生ごみの減量は多くの人が意識し取り組んでいるという結果になりました。(グラフ2-10)

グラフ2-10 生ごみの減量に関して取り組んでいること(複数回答可)



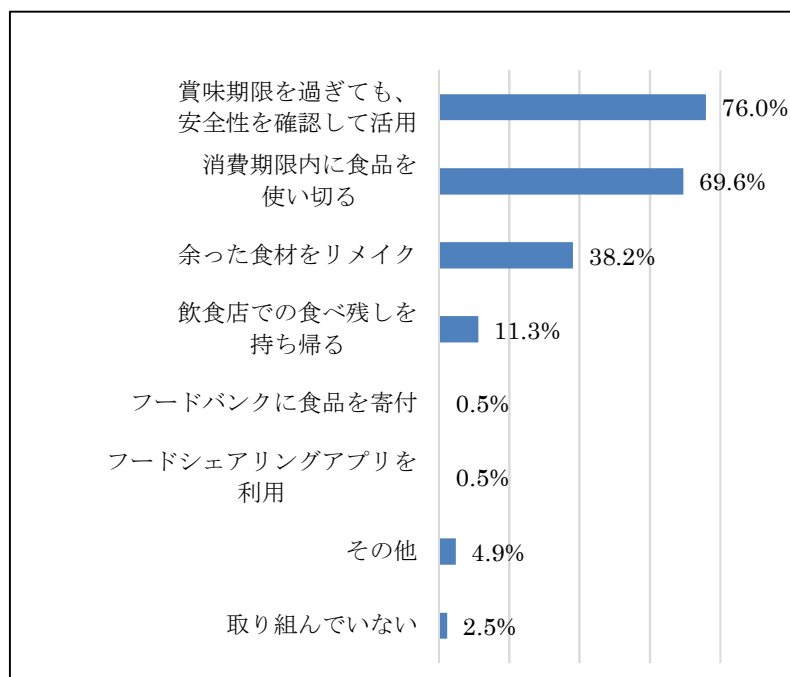
古紙類の分別については、新聞紙や雑誌、段ボールの分別はどれも約7割以上の人が取り組んでいましたが、他の品目と比べてリサイクルできる紙として認知度が低い雑がみの分別については、取り組んでいる人が約4割に留まる結果となりました。(グラフ2-11)

グラフ2-11 古紙類の分別に関して取り組んでいること(複数回答可)



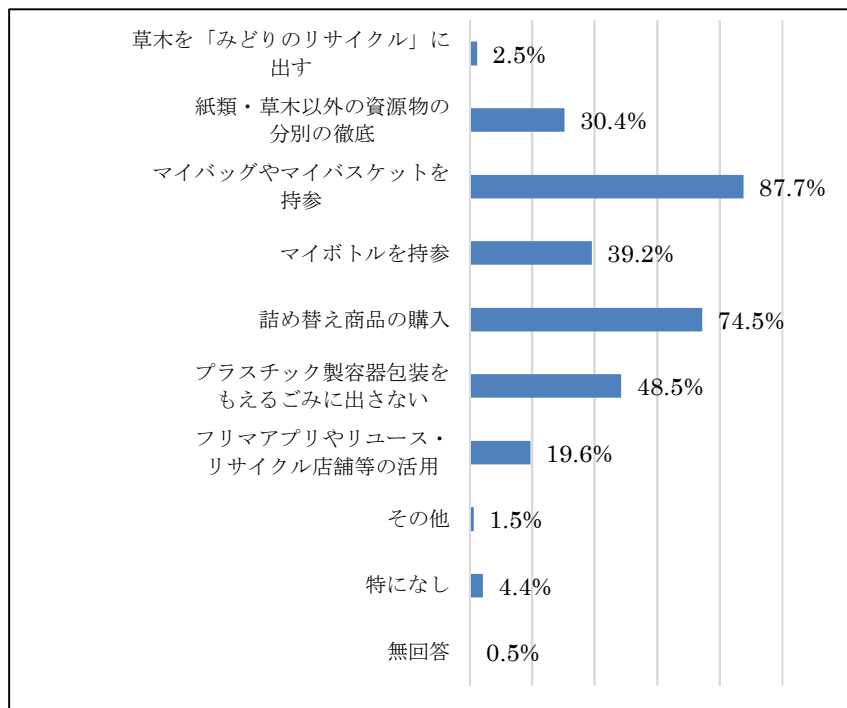
食品ロス（本来食べられるのに捨てられてしまう食品・食材のこと）の削減については、「賞味期限を過ぎても、安全性を確認して活用」や「消費期限内に食品を使い切る」といった賞味期限・消費期限を意識した取組みを、約7割から8割と多くの方が実施していました。一方、「余った食材をリメイク」、「飲食店での食べ残しを持ち帰る」といった食べきりの取組みについては、実施している人の割合が4割に満たないという結果になりました。（グラフ2-12）

グラフ2-12 食品ロスの削減に関して取り組んでいること（複数回答可）



その他に、ごみ減量に関して取り組んでいることについては、「マイバッグやマイバスケットを持参」や「詰め替え商品の購入」がいずれも7割超の人が取り組んでおり、「プラスチック製容器包装をもえるごみに出さない」も約5割の人が取り組んでいるという結果になりました。（グラフ2-13）

グラフ 2-13 そのほかごみの減量に関して取り組んでいること（複数回答可）



オ 今後の方向性について

浜松市のごみ排出量は、平成 26 年度以降、微減傾向にあります。事業系ごみは減少しているものの、家庭系ごみは、もえないごみや連絡ごみが年々増加しており、今後は、もえるごみも含め、より家庭ごみの減量に向けた取組みを進める必要があります。

今後、拡大させる必要がある取組みとして、食品ロス対策があげられます。家庭系・事業系のもえるごみの中には、食品ロスが相当量含まれています。SDGs の観点からも食品ロス対策をより一層推進しなければいけません。さらに、プラスチックごみ対策についても、海洋プラスチックごみ問題や SDGs を踏まえ、プラスチック製品の使用抑制やプラスチック製容器包装の分別徹底、プラスチック製品の再資源化の推進により、資源循環を一層進める必要があります。

民間事業者による生ごみバイオマス事業計画については、令和 3 年 4 月現在で操業を開始しておらず、当初計画で期待したごみ減量・資源化効果が現れていません。引き続き、民間事業者の事業計画を注視し、生ごみバイオマス事業を推進させる必要があります。

リサイクル率については、民間事業者による回収拠点の整備等に伴い、市が直接回収する資源物の排出量や資源物集団回収量の減少により、年々減少傾向にあります。

また、ごみ組成調査の結果からは、家庭系ごみ・事業系ごみともに資源化可能な

資源物の混入があることが確認されています。もえるごみの中には資源化可能な資源物の混入や、事業系ごみでの資源化可能な紙類の混入が確認されています。

このため、排出抑制の取組みを第一に考えたうえで、分別の徹底についても、より広く周知等を行い、資源物の適正排出促進の取組みを進めるとともに、市全体としての資源化の指標を民間事業者の回収量も含めて把握し、資源物の集団回収や拠点回収をはじめとした、市民がより資源物を排出しやすい環境の整備を行う必要があります。

最終処分量については、連絡ごみの増加に伴い、破碎処理後の不燃物が増えたため平成 28 年度以降増加傾向にあります。最終処分場の長期利用を可能とするため、ごみ自体の減量や分別の徹底に取り組むとともに、最終処分量を減らす処理方法の検討を行う必要があります。

また、ごみ処理の実施にあたっては、合併以降、事業の大幅な委託化や、ごみ処理施設の統廃合、ごみ処理施設での焼却余熱によるエネルギーの有効活用などに積極的に取り組み、ごみ処理経費の削減や効率化を進めてきました。安定的なごみ処理と資源化を行うことを前提としつつ、今後、厳しい財政状況の中での、ごみ処理施設の維持管理・更新経費の増加に対応できるよう、引き続き効率的なごみ処理体制の整備を推進する必要があります。

また、近年、全国的に地震以外にも水害が多発し、災害に備えたごみ処理体制の構築が重要となっています。本市においても、災害発生時に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制を強化する必要があります。

3 基本理念

国際社会共通の目標として「持続可能な開発目標 SDGs」が定められ、SDGs 未来都市に選定されている本市においても、持続可能な循環型社会の構築を目指すこととしています。

ごみを処理する過程では、収集・運搬・処分・再生といったごみ処理体制が必要であり、持続可能な体制整備が必要です。また、ごみ処理施設では、ごみ処理の過程で多くのエネルギーや資源を使い、二酸化炭素を排出するなど、環境に負荷をかけています。

ごみ減量・資源物のリサイクルの取組みは、市民・事業者の日々の生活や事業活動と密接に結びついており、これらの取組みは、地球温暖化や天然資源の枯渇等、地球規模の環境問題の解決につながります。

また、地方自治体の責務として、「循環型社会形成推進法」では、循環型社会の形成の基本原則にのっとり、循環資源について適正に循環利用及び処分が行われることを確保するための必要な措置を実施することが定められているほか、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」においては、一般廃棄物の減量に関する住民の自主的な活動の促進を図り、一般廃棄物の適正な処理と処理事業の能率的な運営に努めることが定められています。

本市においても、本計画の上位計画である「浜松市環境基本計画」において、総合方針に「環境・社会・経済が調和する持続可能な社会の創造」を掲げ、基本方針の1つとして、ごみの減量や資源物のリサイクル、食品ロスの削減やプラスチックの資源循環を推進し、「資源を有効に活用する循環型都市」を掲げています。

これまでの取組みの状況結果を踏まえ、ごみの発生そのものの抑制に取組みつつ、再利用・再生利用を一層徹底し、市民・事業者・市の3者が、それぞれの立場での取組みや、連携した取組みを進めることとします。

【基本理念】

市民・事業者・市の連携により
資源を有効に活用する循環型都市を目指す

4 基本方針及び改定計画目標等

(1) 基本方針

本計画では、次の3つの基本方針に基づいて施策を展開します。

基本方針1：「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

本市のごみ排出実態を踏まえ、引き続き、家庭や事業者にも3Rの取組みを促すとともに、食品ロスやプラスチックごみ削減等への課題に対応し、ごみの減量・資源化や適正処理を推進します。

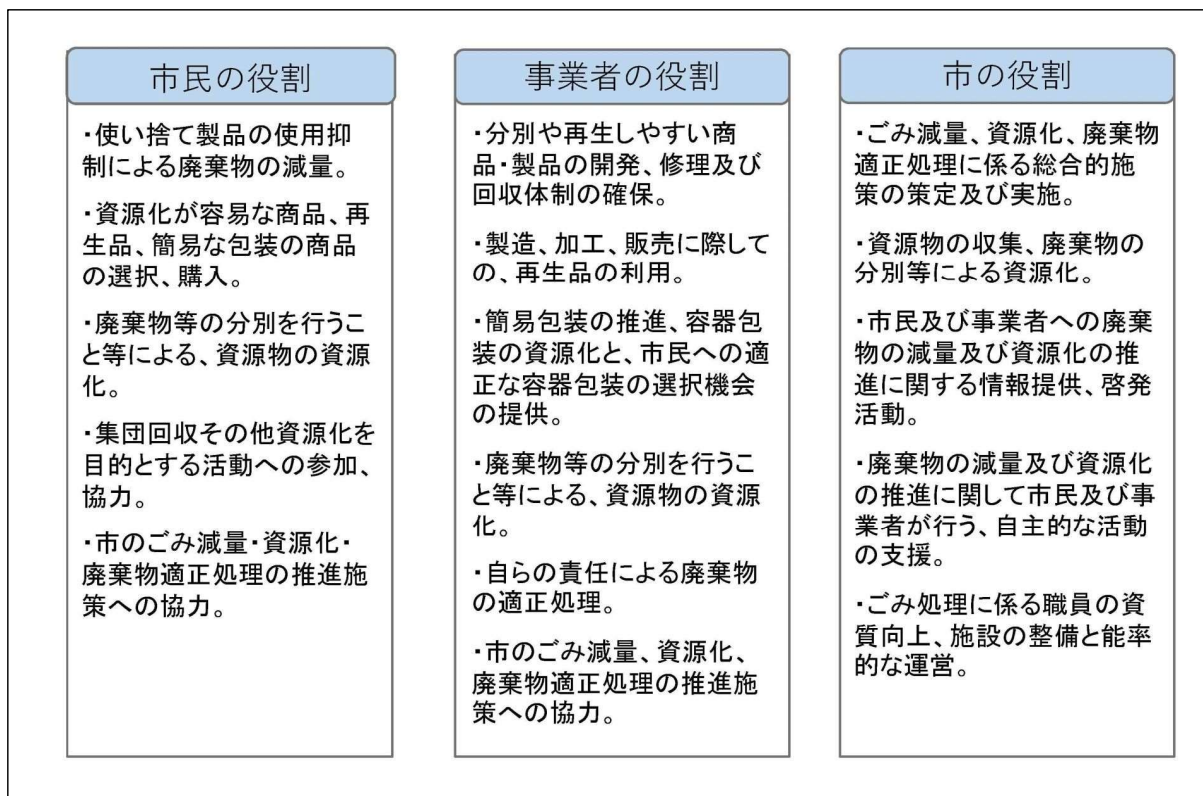
基本方針2：「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

市民・事業者・市がごみ処理に関する情報を相互に発信しあうことで、意識変革や環境教育に努めるとともに、ごみの減量・資源化と適正処理について、市民・事業者・市が共に考え、協働で自然環境や生活環境の保全に取り組みます。

基本方針3：「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

安定的なごみ処理と資源化を行うため、新清掃工場の稼働や新たな清掃工場の建設計画策定を見据え、効率的なごみ処理体制を構築します。また大規模災害発生時に備え、災害廃棄物の適正かつ迅速な処理体制を構築します。

図 4-1 市民・事業者・市の役割



(2) 改定計画期間

本計画は、当初計画の残期間を計画期間とし、令和4年度から令和10年度までとします。また、計画策定の前提となる諸条件に大きな変動があった場合は、必要に応じて見直しを行います。

計画期間：令和4年度～令和10年度

(3) 改定計画目標

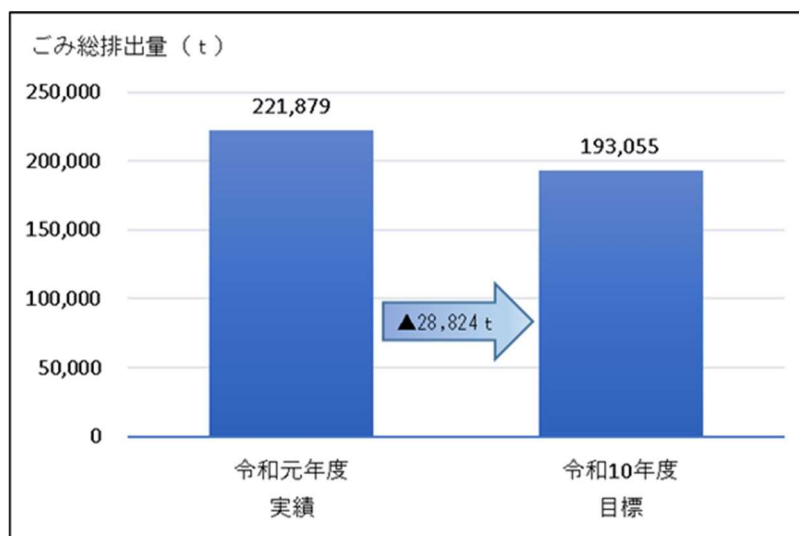
本市のごみ処理の状況や国の方針等を踏まえ、計画最終年度（令和10年度）における計画目標値を見直し、以下のとおりとします。なお、数値目標は国が策定した将来目標を参考に定めました。

ア ごみ総排出量

ごみ総排出量：221,879 t → **193,055 t**
(令和元年度実績) (令和10年度目標)

従来の計画目標である「一人1日あたりのごみ排出量」は家庭系・事業系のごみに加え、資源物も含まれた指標であり、指標結果を施策に直接繋げることが難しい状況でした。新たな計画指標として、「ごみ」と「資源物」を分け、本市として最終処分まで行う「ごみ」の総排出量を指標として設定し、施設計画等にも活用できる指標とします。計画目標値として、令和元年度に221,879 tであったごみ総排出量を、28,824 t削減し、令和10年度までに193,055 tとします。

グラフ 4-1 ごみ総排出量



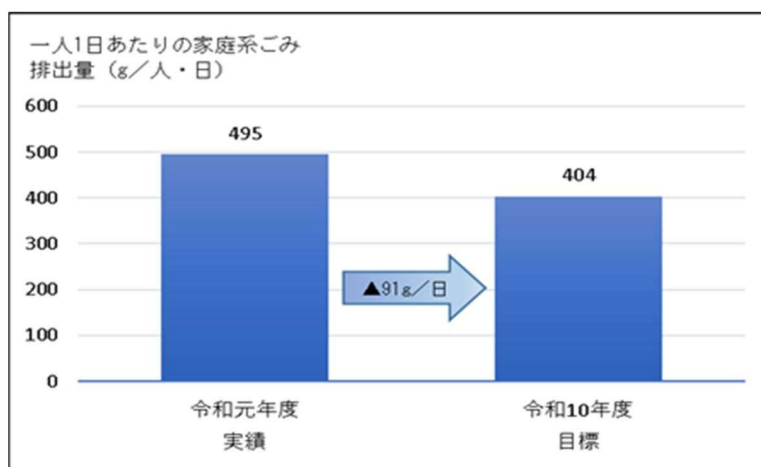
また、計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とする「補助指標」を以下のとおり設定します。

① 一人1日あたりの家庭系ごみの排出量

国の循環型社会形成推進基本計画にも指標として示され、本市の課題として特に排出量を減らしたい家庭系ごみ（もえるごみ・もえないごみ・連絡ごみの合計）について補助指標に設定します。

495g/人・日 → **404g/人・日**
 (令和元年度実績) (令和10年度目標)

グラフ 4-2 一人1日あたりの家庭系ごみの排出量

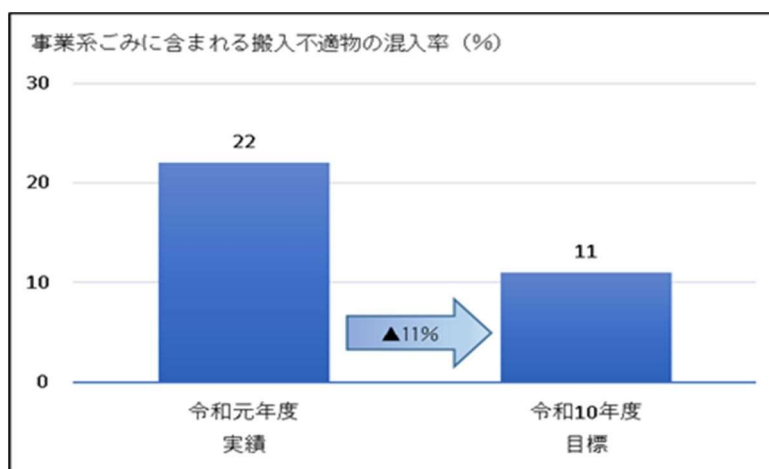


② 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率

事業系一般廃棄物の排出量の推移は、市内の景況や産業動態等に大きく影響を受けるため、適正処理に関する取組みの成果として、より実効性のある指標とするため、「搬入不適物」の混入率を補助指標に設定します。

22% → **11%**
 (令和元年度実績) (令和10年度目標)

グラフ 4-3 事業系ごみに含まれる搬入不適物の混入率

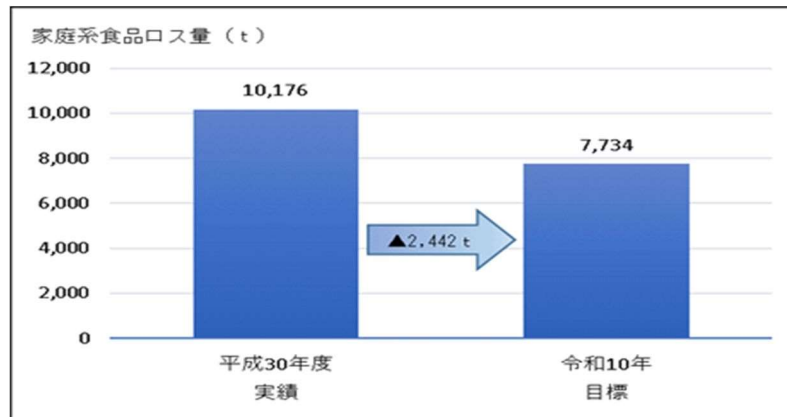


③ 家庭系食品ロス量

(ごみ組成調査による「食品ロス」推計量)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減計画の目標として、補助指標に設定します。

10,176 t → 7,734 t
(令和元年度実績) (令和10年度目標)

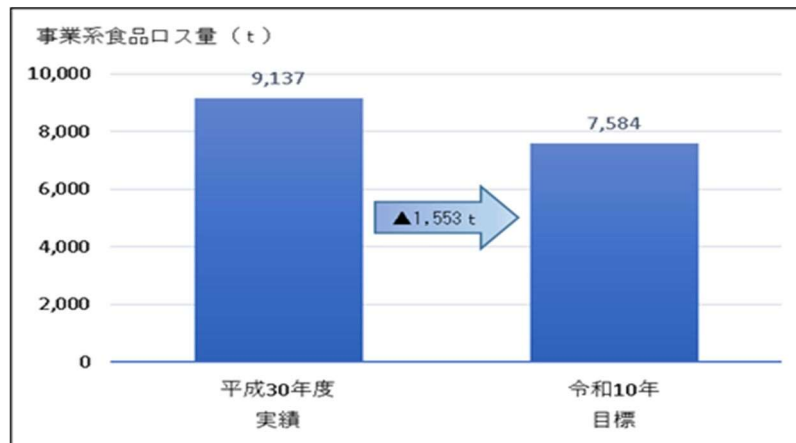


④ 事業系食品ロス量

(ごみ組成調査による「食品ロス」推計量)

「食品ロスの削減の推進に関する法律」に基づく食品ロス削減計画の目標として、補助指標に設定します。

9,137 t → 7,584 t
(令和元年度実績) (令和10年度目標)



計画目標値に対し、取組みの結果を表す「参考指標」を以下のとおり設定します。

⑤ ごみの処理に係る二酸化炭素排出量

(ごみ焼却量におけるプラスチック類等の含有率による推計量)

ごみ減量や資源化による地球温暖化対策の取組みとして、清掃工場から発生する二酸化炭素量を参考指標に設定します。

イ 資源化率

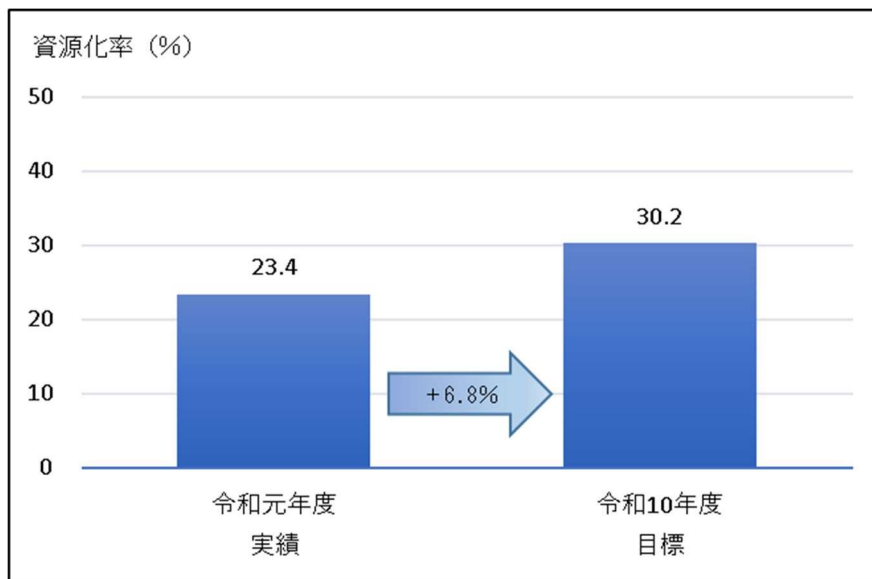
資源化率（民間回収分を含めたリサイクル率）

23.4% → 30.2%
 （令和元年度実績） （令和10年度目標）

そのままではごみとして処理されてしまう資源物を、積極的に資源化へ誘導することは、ごみの減量施策においても重要です。このため、自治会等による資源物集団回収や民間事業者による資源物回収、行政による集積所や拠点施設での資源物回収など、官民協働で資源物の回収を促進し、全市一丸となって資源化に取り組む指標の設定が必要です。本市の特色としては、民間の回収拠点の充実があげられます。資源物集団回収分や行政による集積所等での回収分のみを用いた従来の計画目標であるリサイクル率に代え、民間回収分を含む新たな指標を資源化率として計画目標に設定します。

令和元年度に 23.4%であった資源化率を 6.8 ポイント増加させ、令和 10 年度までに 30.2%とします。

グラフ 4-6 資源化率



また、計画目標値に対し、具体的な取組みの目標とする「補助指標」を以下のとおり設定します。

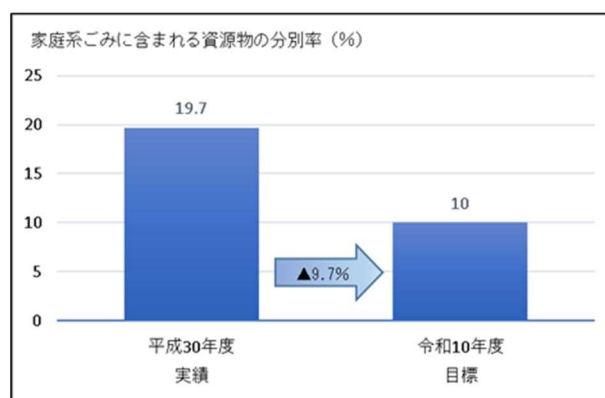
① 家庭系ごみに含まれる資源物の分別率

(ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値)

資源物の分別を進める中で、家庭系資源物の分別率向上に取り組むため、補助指標として設定します。

19.7% → 10%
(令和元年度実績) (令和10年度目標)

グラフ 4-7 家庭系ごみに含まれる資源物の分別率



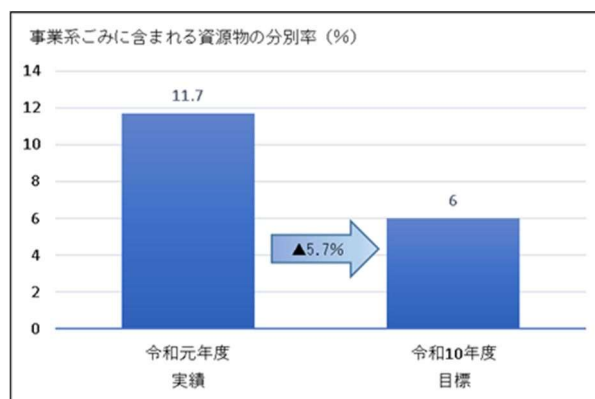
② 事業系ごみに含まれる資源物の分別率

(ごみ組成調査による「もえるごみに含まれる資源物の割合」の推計値)

資源物の分別を進める中で、事業系資源物の分別率向上に取り組むため、補助指標として設定します

11.7% → 6%
(令和元年度実績) (令和10年度目標)

グラフ 4-8 事業系ごみに含まれる資源物の分別率



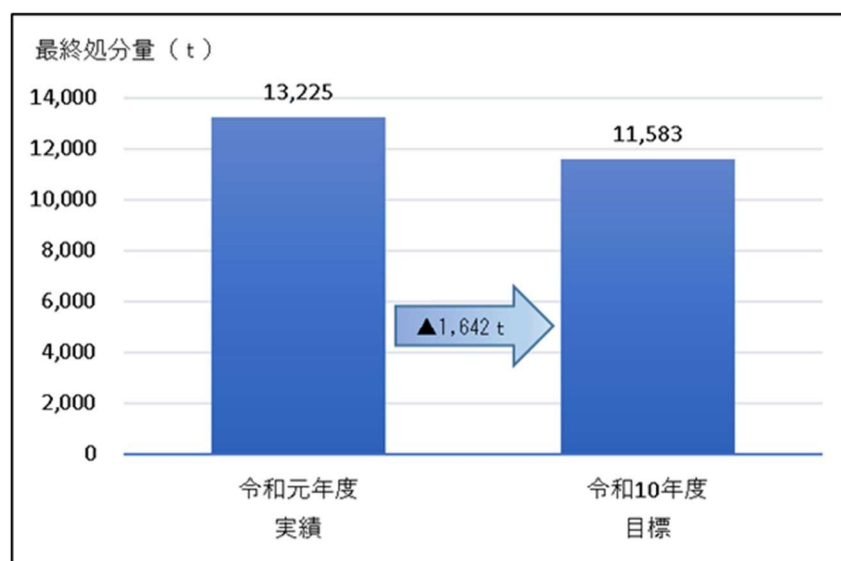
ウ 最終処分量

最終処分量： 13,225 t → 11,583 t
(令和元年度実績) (令和10年度目標)

従来の計画目標である「最終処分量」は、市が持続的にごみ処理を行う中で必ず必要となる最終処分場の維持に関する指標であるため、引き続き指標として設定します。

計画目標値として、令和元年度に 13,225 t であった最終処分量を 1,642 t 削減し、令和10年度までに 11,583 t とします。

グラフ 4-9 最終処分量



また、計画目標値に対し、取り組みの結果参考とする「参考指標」を以下のとおりとします。

① 最終処分場の残余年数

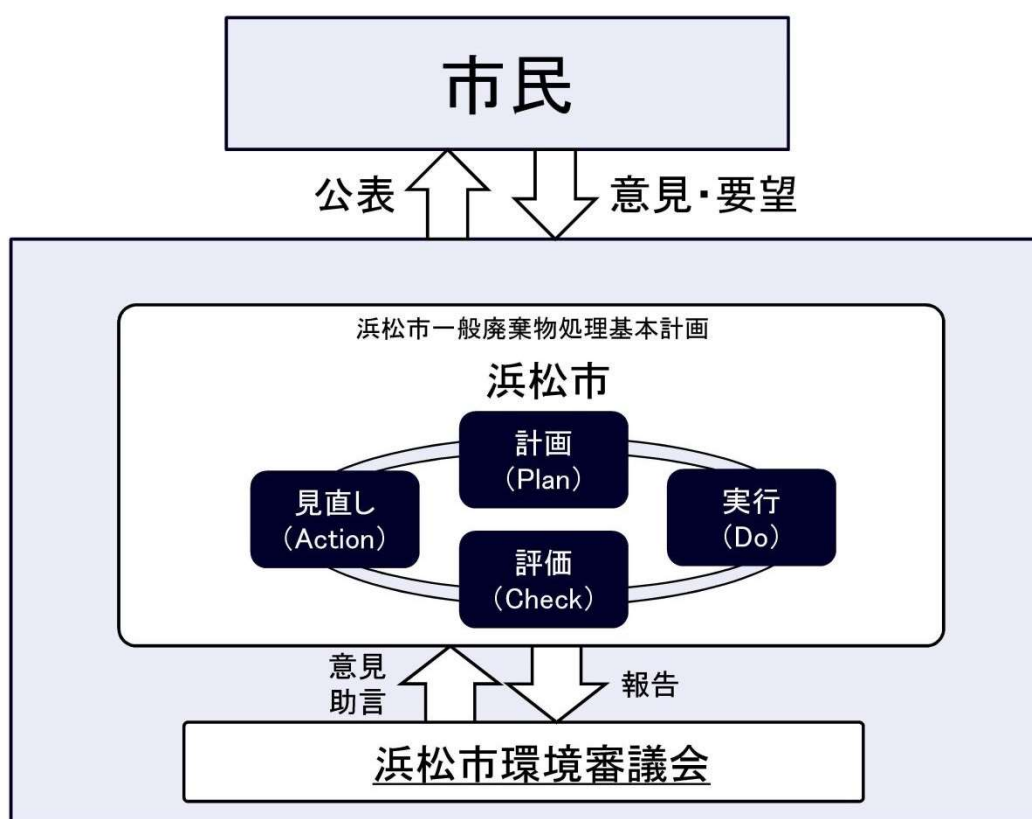
最終処分場の状況がわかりやすい指標として、最終処分場の残余年数を参考指標として設定します。

(4) 計画の進行管理

本計画で示した基本理念である「市民・事業者・市の連携により資源を有効に活用する循環型都市を目指す」を実現するためには、施策を着実に推進する必要があります。

本計画の進捗状況は、浜松市環境審議会へ毎年報告し、今後の計画の推進にあたっての意見や提言をいただきます。また、市ホームページ等で進捗状況を公開し、市民への周知を行います。

図 4-2 計画の進行管理



5 本計画で取り組む施策体系

【基本理念】

市民・事業者・市の連携により
資源を有効に活用する循環型都市を目指す

基本方針 1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

- 1-1 家庭系ごみの減量の推進
- 1-2 家庭系ごみの資源化の推進
- 1-3 家庭系ごみの適正処理の推進
- 1-4 事業系ごみの減量・資源化・適正処理の推進

基本方針 2 「市民・事業者・市の協働による取組みの推進」

- 2-1 人材育成及び環境教育の推進
- 2-2 市民との協働の推進
- 2-3 事業者との協働の推進

基本方針 3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

- 3-1 安定的な体制整備の推進
- 3-2 効率的な体制整備の推進
- 3-3 災害時の体制整備の推進

6 具体的施策

基本方針 1 「ごみの減量・資源化と適正処理の推進」

(1) 家庭系ごみ減量の推進

- ・家庭系ごみの減量を推進するための新たな取組みを検討・実施します。
- ・食品ロスを減らすため、食品ロスに関する啓発や対策の充実を検討・実施します。
- ・生ごみの減量をより進めるため、現在の取組みに加え市民がライフスタイルに合わせた生ごみの減量が選択できるよう、効果的な施策を検討・実施します。
- ・リユースの取組みを促進させるため、市民のリユースに繋がる取組みを支援します。

(2) 家庭系ごみ資源化の推進

- ・リサイクルを推進するため、新たな資源化品目の調査検討を行います。
- ・紙類の分別徹底を推進するため、雑がみの分別啓発と効率的な回収方法の検討を行います。
- ・市民の資源化への行動を後押しするために、行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討し、民間の資源物回収拠点の情報について集約し広く発信します。
- ・生ごみの減量をより進めるため、事業系バイオマス事業の実施結果を踏まえ、家庭系生ごみの分別収集・バイオマス事業の検討を行います。
- ・プラスチック資源の循環を進めて行くため、プラスチック一括回収に係る国の方針を注視しながら情報収集と本市においての実施を検討します。

(3) 家庭系ごみの適正処理の推進

- ・分別排出を指導・徹底するため、指導体制の検討と充実を行います。
- ・自治会による集積所の管理が充実するよう、自治会への支援を行います。
- ・ごみの不法投棄等を防止するため、対策を強化します。

(4) 事業系ごみの減量・資源化・適正処理の推進

- ・減量・資源化・適正処理を推進するため、事業者への指導体制を強化します。
- ・事業系ごみのうち生ごみの資源化を促進するため、バイオマス事業を推進します。

基本方針 2 「市民・事業者・市の協働による取組の推進」

(1) 人材育成及び環境教育の推進

- ・ごみ減量・資源化に資する人材育成と環境教育を行うため、様々な機会での啓発活動や出前講座の実施等、環境教育の質・機会を充実します。

- ・年代や性別など幅広い属性の市民にごみ減量・資源化について啓発するため、現在の手法に加え、SNS 等活用した情報発信等の強化を検討・実施します。

(2) 市民との協働の推進

- ・若年層のごみ減量の取組みを促進させるため、大学生との協働事業等を検討・実施します。
- ・地域環境美化活動をより充実させるため、地域の環境美化推進員への支援を強化します。

(3) 事業者との協働の推進

- ・事業者との取組みを強化するため、食品ロス対策・脱プラスチック推進をはじめとした連携強化や情報共有の場を充実させます。

基本方針 3 「ごみ処理と資源化の体制整備の推進」

(1) 安定的な体制整備の推進

- ・持続可能なごみ処理体制を維持するため、清掃工場の安定稼働及び計画的な清掃工場の更新を行います。
- ・ごみ処理施設の安定稼働のため、持続可能な適正処理の確保に向けたごみ処理の広域化に関する検討及び県及び周辺市町との情報収集を行います。
- ・ごみ処理施設の安定稼働のため、リチウムイオン電池などの処理体制について研究し、実施を検討します。
- ・地域の公衆衛生向上のため、安定的な収集体制を維持・構築します。
- ・(再掲) 市民の資源化への行動を後押しするために行政の資源物回収拠点の整備や拡充を検討し、民間の資源物回収拠点の情報について集約し広く発信します。
- ・資源化ループを充実させるため、資源化事業者への支援策を検討・実施します。

(2) 効率的な体制整備の推進

- ・今後、より厳しさを増す財政状況の中でのごみ処理体制を維持するため、効率的なごみ処理体制の検討を行います。

(3) 災害時の体制整備の推進

- ・災害時の初動体制や、ごみ処理体制を万全なものとするため、災害廃棄物処理計画やマニュアルの見直し、職員の研修体制を充実します。
- ・平時から関係機関・団体との災害対応に関する意見交換等を行い、災害連携を強化します。